

鳥取縣公報

告示

昭和十七年八月十四日
第千三百五十九號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

鳥取縣告示第五百三十八號

昭和十六年四月鳥取縣告示第二百八十六號（蕃殖用家兔ノ販賣格價指定ノ件）ハ之ヲ廢止ス

昭和十七年八月十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣告示第五百三十九號

砂糖配給統制規則第五條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十七年八月十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

農地開發營團大山第二事業所開墾地宿舍

鳥取縣告示第五百四十號

地方事務官山本傳藏ヲ左記水利組合事務管理者ニ昭和十七年八月十日指定セリ

昭和十七年八月十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

米川普通水利組合

新開川普通水利組合

鳥取縣告示第五百四十一號

地方事務官鈴木義太左記普通水利組合事務管理者ヲ昭和十七年八月十日解キタリ

昭和十七年八月十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

米川普通水利組合

新開川普通水利組合

鳥取縣告示第五百四十二號

地方事務官杉本繁次郎ヲ左記水利組合事務管理者ニ昭和十七年八月十日指定セリ

昭和十七年八月十四日

00975

鳥取縣知事 土 肥 米 之
 大井手普通水利組合
 氣高郡湖山池野坂川水害豫防組合

鳥取縣告示第五百四十三號

地方事務官上寫政聲左記水利組合事務管理者ヲ昭和十七年八月十日解キタリ

昭和十七年八月十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

大井手普通水利組合

氣高郡湖山池野坂川水害豫防組合

鳥取縣告示第五百四十四號

國民體力法第九條ニ基キ昭和十七年度國民體力管理醫トシテ選任シタル者左ノ如シ

昭和十七年八月十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

米子市

齒科醫師

倉

立

正

光

同 圓

道

武

史

嘉

同 森

田

嘉

一

郎

昭和十七年度國民體力管理醫(齒科)ヲ

彙報

戰時災害保護法の

施行に當りて

(社會課)

戰時災害保護法は本年二月法律第七十一號(二月二十五日官報)を以て公布、四月三十日から施行せられて、これが實施に關する縣令並に訓令や告示が去る八月七日の本縣公報を以て公布された。

この法律は戰爭の際に於ける戰鬥行為に因る災害に對し、これらの災害を受けた者並にその家族及び遺族に對する保護の完璧を期し、戰時災害に因る生活の不安を除去して民心の安定を圖り、進んで銃後の國民活動を愈々活潑ならしめようとする趣旨により立法せられたものであつて、その概要を記すと次の如くである。本法による保護は救助・扶助及び給與金の三種があるが、救助の種類は

- 1 收容施設の供與
- 2 被服其の他に依る食品の給與

00978

3 被服・寢具其の他生活必需品の給與及貨與

4 醫療及び助産

5 學用品の給與

6 埋葬

7 右の外地方長官に於て必要と認むるもの

であつて、地方長官に於て必要ありと認めた場合は金銭を給して救助を行ひ又、勅令を以て定められた施設を管理し、土地家屋若は物資を使用し、或は物資を保管せしめるとか收用し得ることになつてゐる。

扶助は

1 戰時災害に因り傷痍を受け又は疾病に罹つた者、及び治療後なほ身体に著しい障害を存する者

2 前項の者の配偶者(事實上の配偶者を含む以下同じ)若は直系卑屬及び直系尊屬

3 戰時災害に因り死亡したる者の配偶者若は直系卑屬及び直系尊屬

に對してなされ、扶助の種類は

1 生活扶助

2 療養扶助

3 出產扶助

4 生業扶助

給與金は戰時災害に因つて死亡した者の遺族、及び戰時災害に因る傷痍疾病に因り身体に著しい障害を存する者に對して給せられ、又住宅や家財の滅失又は毀損のあつた場合に於ても勅令の定める所によつて其の所有者に給せられる。そして本法により給與せられる給與金に對してはこれを標準として租稅其の他の公課を課したり差押を行はれることはない。

次に本法による保護を詐偽其の他不正の手段に因つて受けたり或は受けしめたりした者は六ヶ月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處せられ、又救助を行ふ必要上地方長官の行ふ施設の保管土地家屋若は物資の使用・收用等に關して官吏若は吏員の立入検査を拒み妨げたり忌避したり、令ぜられた報告をせぬとか虚偽の報告をした者等に對しても五百圓以下の罰金が課せられることになつてゐるのである。

尙本法の實施について留意すべき事項は次の通りであつて、縣より各市町村に對し通牒されてゐるから、各位は協力して所期し目的達成に努められるやう切望してやまない。

一 本法は客年十二月八日大東亞戰爭勃發以後に於て發生した戰時災害に因る危害につき適用される。但し本法施行前既

- 二 救助計畫は市に在りては本縣戰時災害救助計畫要綱に依り町村に在りては所轄地方事務所長の指示に依りてこれを設け應急救助の萬全を期する。
- 三 應急救助は防空計畫の避難及び救護の緊急措置と緊密な聯繫を要するから、市町村警防團とは一心同体の機能を發揮することが大切である。
- 四 防空法に依る救護は被救護者の救護所又は避難所への移送若し誘導及び應急處置等であつて、それ以後必要な措置は本法に依る應急救助として取扱ひ、相互間に間隙齟齬のないやう留意せねばならぬ。
- 五 救助は現に應急救助を必要とする状態にある者に對しこれを行ふべきものであつて、貧富の別を問はないのは固よりであるが、他の手段に依つて目的を達し得るものに對してはこれを行はないのである。
- 六 救助は現物給付を原則とし、特別の必要ある場合の外は金銭給付はこれを行はない。
- 七 醫療關係者又は建築關係者等をして任意の契約に依り救助の實施に従事せしめる場合に於けるこれ等の者の日當は、法第十一條に基く實費償の限度に準じ取扱ふものである。

- 八 軍事扶助法又は國民徵用令に依る扶助は本法に依る扶助に優先し、本法に依る扶助は救護法、母子保護法又は醫療保護法に依る保護に優先する。
- 九 扶助を受ける者に對しては其の自立向上を圖る爲生業扶助の活用を意を用ひると共に、特に精神指導の徹底を期しなければならぬ。
- 一〇 本法に依る保護は其の特質に鑑み全額國費を以て支辨せられるものであるから、其の趣旨を了得の上實施に當つては苟くも濫救に涉らぬやう留意すべきである。
- 一一 救助及び扶助の實施に際しては迅速に處理し機宜の措置を誤らぬやう留意すると共に、要保護者に對しては懇切を旨とせねばならぬ。
- 一二 第三國の敷設した機雷に因る危害についても本法に依る保護の對象としてこれを取扱ふ。
- 一三 本法に於て給與金の支給を規定せられてゐるのは、戰時災害に因り危害を受けた者並に其の家族及び遺族の更生再興の策地を與へようとする意に出たものであつて、損害に對する國家保償の概念から發したのではないから、これが趣旨を誤らしめぬやう、給與金を受くべき者等の指導に遺憾なきを期すべきである。

- 一 住宅の毀損程度については概ね左に依り取扱ふ。
- 1 修復し得ざる程度に毀損したものはこれを滅失と見做す
- 2 修復し得る程度の毀損については客觀的事情に依りこれを判定し毀損の程度を定める。
- 一五 法第十五條の規定に依り市町村に於て一時繰替支辨すべき費用は、戰時災害保護法施行規則第九條に依る出頭旅費であつて、市にあつては救助の實施に要する費用もこれが繰替を要する。

米穀の配給量並米麥の一部として
配給する乾麵の配給系統變更

(農務課)

從來米穀の配給量については、一人一日當米二合二勺、麥二勺計二合四勺として配給せられてゐたのであるが、現下の食糧事情に鑑み、今回取敢へず八月中は右の規定量を變更して、米一合八勺(二五二瓦)麥・乾麵を合せて六勺(六〇瓦)計二合四勺(三一二瓦)を配給することとなつて、この米穀の一部として配給す

る乾麵は從來の如く干物商其の他に配給せず、米麥配給業者(團體を含む)に配給を行はしめることになつたのである。そして精麥と乾麵との換算率は重量によつて等量とすることになつてゐる。但し右の新規標準の範圍内に於て、年齢・性別・職業別によつてつける格差は從來の通りである。

各位に於ても種々不便の點もあることと思ふが、縣の食糧對策の爲に協力して消費規制上遺憾なきを期せられたいのである。

なほ保有米所有者は出來得る限り節米に努めて、米穀の供出に協力せられるやう格段の協力を切望する次第である。

滿洲開發は共榮圈の礎

南方のみに目を奪はれず

各位の發奮渡滿を期待す

(社會課)

日本と滿洲とは不可分であつて一体である。滿洲國を完成し、東亞の我が盟邦として共榮圈の確固たる一翼たらしめることは、

00981

日滿兩國の爲のみならず、大東亞建設の基幹として是非一日も速かに成就しなければならぬ大問題である。

今や滿洲國は建國十年を迎へて益々發展の過程にあるが、建國の大精神に則り日本人をその中核として民族協和の王道樂土を創建し、外は國防の充實を圖り内は産業の開發、文化の建設を完うして東洋永遠の平和を確立する爲には、我が日本國民の大々的な努力協力を必要とすること實に多大なるべきものである。

今や滿洲國にある大和民族は約八十萬と算せられるが、滿洲國人口四千萬に對しては百分の二に過ぎない。しかもこの八十萬の中には官吏、鐵道従業員或は商工業者等がその大部分を占め、數年にして地を變へる者が多くて所謂民族協和の中核体たるに相應しくない者が多いのである。

滿洲國建設に眞に協力して不動の優秀國家たらしめ、東洋永遠の平和創建の基礎たらしめる爲にはしつかり滿洲の大地に根を下ろし、足を踏みしめて動かぬ日本人の定住が是非必要であつて、これが爲には日本農民の移住こそ最も肝要なるものといはねばならないのである。優良なる日本農民が滿洲に落ちついて滿洲農民と手を握り、滿洲國人に協力してこそ建國精神の大理想は完全に達成し得られるのである。

△

一面我が日本農民が滿洲に進出するといふことは、滿洲建設の爲のみならず日本自身の農民の生活の爲にも是非必要である。今や我が國農業經營の悩みは土地と人口との不均衡にある。狭少なる土地に對して多數の農民が活動生活してゐるといふことが我が國農村疲弊の最大原因であることは皆人の熟知する處であつて、現在日本の農地としては現在の約半數の農民を以て適當とすることは一般に認められてゐるところである。これがため近年邦人の外國移民が提唱されたけれども思ふやうに行かなかつたのであるが、今や一葉帶水、東京より急行列車六十時間足らずで國都に達し得る隣邦滿洲國に、日本移民の好適地が手を受けて待つてゐてしかも兩者の爲にこの移民が是非必要であるといふことは、まことに願つてもない幸福といはねばならぬ。

大東亞戰爭以來我が皇軍の赫々たる大戰果と共に南方資源開發の重要性が強調せられ、國民の南方發展意慾が廣まりつゝあることはもとより喜ばしいことである。

南方の開發は今後吾々日本人の重大な責務であるが、現状としてはどうしても選ばれたる、そして練成されたる少數者によつて、實施されねばならぬのであつて、土着の農民とか一攫千金のな人々の渡航に許されてゐない。従つて日本農民の大量的に發展すべき土地としては、滿洲國を以て最好の適地としなければならぬ。

00976

のである。

△

政府は右の理由により滿洲開拓民の送付については一方ならぬ努力を拂つてゐるのであるが、開拓民は滿洲の地に定住して永久に彼の地に農業の根を下すものでなくてはならぬ。従つてこれが爲に開拓民は自産自給の自作農者であることを必要とする。金を持つて滿洲に渡り、土地を買つて地主となつれば一町歩三四十圓で十町歩買つても三四百圓だから、これを滿人に小作させれば二三町自作しても七八町は小作に出せるわけであるが、これでは低位生活に慣れた生活力の強い滿人に追ひ込まれて元も子もなくして歸つて來ねばならぬこととなる。どうしても自産自給で労働力の増加と家畜の増殖によつて自家能力の自作經營を第一條件とするのである。

第二に開拓民は集團的とすることを建前としてゐる。農作物の販賣にしても學校や病院の經營にしても、又治安の不十分な地域に於ては匪賊等の脅威に對抗する點（これは極めて僅少になつてゐるが）からいつても集團的經營をとつてゐるのであつて、大体二百乃至三百戸の集團制をとつてゐる。

次に政府は開拓民の送付について嚴選訓練を第三の條件としてゐる。自産自給による農業經營には体格が強健であつて思想が堅

實であることを要する。そして訓練によつて魂を練り直し、不動心の持主として小我を捨て、大我に就く心構へを有するものとして送り出してゐるのである。そして送付に當つては渡航費、住宅農具家畜、その他學校病院等文化施設の爲に一人當り千四百圓の政府補助を開拓團に纏めて交付することになつてゐる。

なほこの外に必要な費用は滿洲拓殖公社で年利四分五厘五ヶ年据置き、二十五ヶ年均償還で借入れが出来る。

△

滿洲開拓民は農業開拓民・半農的開拓民・商工業開拓民・農工開拓民・青少年義勇軍等であつて、農業開拓民は所謂集團開拓民である。半農的開拓民は林業移民・漁業移民の如く半年は漁業とか林業を営み夏期に田畑を耕作するもの、商工業開拓民は野鍛冶とか馬具修繕工・トラクター修繕工のやうなもの、農工開拓民は農と工を共に行ふものであつて、軍の工員（軍屬）としての身分を保ち、中小商工業轉業者を對象として昨年からは始められた。義勇軍は衆知の通りである。

今農業開拓民の入植について記すと、三百戸の村に要する土地は約二里四方即ち四方里位ある。一方里の面積が千五百五十五町歩であるから凡そ六七千歩の土地に三百戸が入つて行くのであつて、まづ入植の二割即ち五六十人を先遣隊とするが、そのうち

◎週報 寫眞週報掲載内容

▲週報

- 我が對敵放送戰
- 統制會の進展
- 大東亞の鑛工業電力方策
- 油脂統制機構の單一化
- 米の策動と中南米の近情

▲寫眞週報

- 日本色深まる昭南島
- 鈴木企畫院總裁の南方土産話—寫眞及記事
- 比島の建設は快足調に進む
- 皇軍の戦傷兵を勞はるマニラの看護婦さん
- 陸軍報道班員の彼南便り—讀物
- 次期作戦に備へて人も艦も一息つく
- 純忠を仰ぎ子等の胸は迫る——軍神岩佐中佐敬頌班
- 日タイ學生鍛鍊會——中禪寺湖畔

◎文部省推薦青年圖書

- ◇工場の四季 鈴木舜一著 B六判 二一〇頁 定價 一圓二十錢
- ◇楠木正成 昭一七・四・二五 武者小路實篤著 B六判 一七四頁 定價 一圓四十錢
- ◇お台所の理科研究 昭一七・三・一 藤尾節子著 B六判 一三〇頁 定價 一圓五十錢

二十名位を基幹先遣隊とし、四十名位を補充先遣隊とする。基幹先遣隊は滿洲に於て一ヶ年の訓練を受けて入植地に入るであつて、この入植の時四十名が補充され、團長・農事指導員・警備員等も共に入つて團本部をつくり、滿人の家等を修繕して共同宿舍とし、井戸を掘り野菜をつくり薪を取り、種々部落建設の仕事をする。蔬菜作りはその主な仕事であつて、十一月になると凍るから凍る前に穴を掘つて野菜を貯藏し、翌年三四月に本隊の来る用意をして置くのである。

本隊が到着して開拓團が揃ふのであるが、開拓團は二里四方の中央に團本部があつて、その附近に種々な木工場や鍛工場、蹄鐵部といったやうなものをつくり、始め本隊は共同宿舍に入るがやがて個人の宿舍が出来る。部落は本部を中心にして適當な場所に三十戸位づつ一集團をなし、これが十あつまつて三百戸の部落が出来るのである。

一集團はこの二十乃至三十づつの集團となつてその附近を耕すのであつて、最初に産業組合の共同工場のやうなものを作つて精米・精粉・味噌・醤油の醸造から、酒も造り油も絞り豆腐も造る。酒は大體控へることになつてゐるが、飲んでよい時は團長が許し、入植記念等適當の時には大いに祝ふことになるのである。

昭和十七年八月十四日印刷
昭和十七年八月十四日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所